

総務常任委員会

1 開 議 令和3年6月21日(月) 午前10時00分

2 場 所 委員会室3

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第45号 大田原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第46号 大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第47号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第48号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務常任委員会名簿

委員長	高瀬重嗣	出席
副委員長	大塚正義	出席
委員	菊地英樹	出席
	星雅人	出席
	中川雅之	出席
	前野良三	出席
	引地達雄	出席

当局	総合政策部長	斎藤達朗	出席
	総務課長	渡邊和栄	出席

事務局	藤田一之	出席
-----	------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高瀬重嗣君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットのとおりです。

当局の出席者は、斎藤総合政策部長、渡邊総務課長です。

◎議案第45号 大田原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第45号 大田原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

斎藤総合政策部長。

○総合政策部長（斎藤達朗君） 議案書261ページを御覧ください。議案第45号 大田原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、職員の失職の特例に関する規定を定めるものでございます。詳細について総務課長から説明をいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それでは、議案書263ページ、議案書補助資料を御覧いただきたいと思っております。

改正理由としまして、地方公務員法第28条第4項では、職員が欠格条項に該当する場合、失職することが規定されております。このため仮に職員が公務上の交通事故等で死亡事故の当事者となり、禁錮以上の刑に処せられた場合、同法第16条の欠格条項に該当することとなり、刑の執行が猶予されていても、他の事情を一切考慮されることなく失職することになります。しかしながら、同法第28条第4項には、条例に特別の定めがある場合として例外規定がありますことから、市条例で独自に失職の特例を定めることといたします。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、264ページを御覧ください。第5条を追加しまして、新たに失職の特例を規定します。第1項に、任命権者は職務遂行中の過失による事故または通勤途上の過失による交通事故に係る罪により、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするできると規定いたします。

また、第2項では、前項の規定により、その職を失わないものとされた職員が、その刑の執行猶予の言い渡しを取り消されたときは、その職を失うと規定いたします。

262ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行する旨規定いたしま

す。

以上で議案第45号の説明を終わります。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員。

○委員（星 雅人君） では、この件についてお伺いしたいのですけれども、まずは今回の特例の例に当たるようなことが過去に大田原市で起こっているということがあるのか、分かる範囲でお伺いします。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 過去には、そのような例はございません。

○委員長（高瀬重嗣君） 星委員。

○委員（星 雅人君） あと一点なのですけれども、情状を考慮する必要性というところが若干抽象的なところになってくるかと思うのですけれども、ここについては考え方みたいなものというものがもしありましたら、お伺いできればと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 考慮する場合ということで、例えば任命権者の判断ということになりますと、第三者的な判断というのが入ってきませんので、今現在、規則のほうで、そのような考慮するものということで、具体的に庁内でそれを審査する場所ということで、規則のほうに今、改正するというところで考えております。予定としましては、部長がメンバーとなりました今の懲戒審議会というのがございます。そちらのほうにこの分限の部分で新たに審議するというので、追加したいと考えております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はございませんか。

中川委員。

○委員（中川雅之君） この新旧対照表の中で、先ほど星委員さんのほうからもあったのですけれども、執行を猶予された職員について情状を考慮して、特に必要があると認めるときはという形なのですが、その執行猶予中という形になった場合、例えば5年間とか執行猶予がついたときに、その職員が戻ったというのではないのですけれども、そうするとその立場的な形、例えば5年間の執行猶予のときは、その職というのに対しての等級だったりとかいろんなものというのはどういう形になるのか。5年過ぎた段階で、例えば刑が全部確定したというか、戻って普通の人になったので、そのときにその職員の等級というか、役職がきちんとした形で戻るのか、その辺を。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） まず、給料のほうで、この執行を猶予されたということで、それが下がるとか、そういうこと、不利益ということは基本的にはない形になります。今回、失職の特例ということで条例のほうを制定するのですが、具体的にその給与制度のほうというのが、今後どういう形で影響するかということちょっと確認はしたいと思うのですが、現時点ではその辺は確認しておりませんので、申し訳ありませんが、よろしくをお願いします。

○委員長（高瀬重嗣君） 総合政策部長。

○総合政策部長（斎藤達朗君） 補足をいたします。本会議でも幾つかの先行事例の自治体をお示ししまし

たので、そちらに確認するということが1点と、それと必ずしもこれは欠格条項に該当する旨のお話でありまして、またその行為についての懲戒処分はまた別の話ですので、それについては例えば交通事故等を起こしても懲戒処分の対象にはなりませんので、本件についてもその処分の内容、行為の内容によって、また昇格、昇給とかそういうものには全く影響がないということではなくて、改めて審議を行うということになると思います。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はございませんか。

菊地委員。

○委員（菊地英樹君） すみません。職務遂行中の過失または通勤途上の過失ということですが、昼休みとか、例えば食事に行ったときに事故したり、または昼休みに仕事に使うものを取りに帰って事故した場合などは、このケースは該当されるのですか。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 休憩時間というのは、基本的に仕事に従事することが求められておりませんので、その部分についてももし外出して交通事故等が起きた場合には、当然こちらのほうの該当する案件とはならない形になります。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようですので、それでは採決いたします。

議案第45号について原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号 大田原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第46号 大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） 次に、日程第2、議案第46号 大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきまして本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（斎藤達朗君） 議案書266ページを御覧ください。議案第46号 大田原市職員のサービスの宣誓

に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、押印の見直しを進めるに当たり、一括して関係する部分を改正するものでございます。詳細については、総務課長から説明をいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それでは、議案書268ページ、議案書補助資料を御覧ください。改正理由としまして、令和3年3月に改定いたしました大田原市押印見直しガイドラインに基づき、押印の見直しを進めておりますが、押印の廃止対象となる様式等が条例で規定しているものが3条例ありましたことから、条立てで一括改正するものであります。

267ページの改正文を御覧ください。第1条、大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例及び第3条、大田原市立学校職員のサービスの宣誓に関する条例につきましては、別記様式中の丸印の記号を削ります。

第2条関係につきましては、269ページの新旧対照表を御覧ください。大田原市固定資産評価審査委員会条例の第4条は、審査の申出を規定しておりますが、第4項を削り、第5項、第6項をそれぞれ1項ずつ繰り上げます。

第7条第3項中「署名、押印」を「署名」に改めます。

第8条第5項中、署名押印を不要といたします。

次の270ページに移りまして、同条第8項、第9条第2項、第10条第2項中「署名、押印」を「署名」に改めます。

267ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第46号の説明を終わります。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

中川委員、

○委員（中川雅之君） 今回のこの条例の改正についてということで、それは大田原市押印見直しガイドラインに沿ってという形で、その中で先ほど課長のほうからなのですけれども、3条例が今回改正になるという形なのですが、このガイドラインに沿って一括して改正という形を取っているんで、この3条例のほかにもまだ改正されるものというのはやっぱり相当数あるのか、その辺を。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 押印の見直しということで、今、庁内で進めております。条例につきましては、議会の議決を得る必要があるということで確認したところ、この3条例のみで、そのほかに規則、要綱、規定等、議会で議決を得る必要がない、庁内で決定することができる例規につきましては、随時これから例規改正ということで行うのですが、それをまとめて行う場合に、相当な期間を設けるものですから、例外的に特例の例規を庁内つくりまして、様式中、押印の記号があるものであっても、実際の運用では、それを押印を不要とするということで、臨時的にそういう例規をつくりまして、今現在、対応しているところなんです。最終的には、全ての例規改正というのが必要になってくると思います。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようですので、それでは採決いたします。

議案第46号につきまして原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号 大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第47号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） 次に、日程第3、議案第47号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（斎藤達朗君） 議案書271ページを御覧ください。議案第47号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、無給休暇として不妊治療休暇を追加し、また特別休暇のうち夏季休暇の取得期間を変更するものでございます。詳細について総務課長から説明をいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それでは、議案書273ページ、議案書補助資料を御覧ください。改正理由としまして、新たに無給休暇として不妊治療休暇を新設いたします。また、特別休暇のうち夏季休暇につきましては、取得しやすいよう対象期間を現行の7月から9月までの3か月間を5月から10月までの6か月間に改めるものです。

なお、関連する条例3本について条立てで改正いたします。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、274ページを御覧ください。第1条関係は、大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正になります。第15条の3として、新たに不妊治療休暇を規定いたします。第1項では、不妊治療休暇は、職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇と規定し、第2項で休暇の期間は1回の申請につき連続する6か月の期間内において必要と認められる期間とし、第3項で、第15条第4項、この条項は介護休暇と同様に勤務しない時間は給与を減額する内容となっております規定を、この不妊治療休暇に準用する旨、規定いたします。

次に、別表第1は、特別休暇の一覧となっておりますが、この中で18項、夏季休暇につきましては、休暇を与える期間を5月から10月までに変更いたします。

次の275ページから276ページまでは、第2条関係としまして技能労務職職員の給与の種類及び基準に関する条例、第16条第2項において、次の277ページから278ページまでは、第3条関係としまして企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第17条第2項において、いずれも給与の減額の規定に不妊治療休暇を追加するものです。

272ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第47号の説明を終わります。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員。

○委員（星 雅人君） 質問させていただきます。今回、不妊治療休暇と夏季休暇の取得期間を広げるということで、この発生源というか、これを行う理由というのがどこから来ているのかということと、第45号のときには組合からの要求があったことに応えたというような話があったのですが、今回もそういうものなのか、またほかのところに理由があるのかということをお伺いします。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） まず、不妊治療休暇につきましては、組合のほうからの要求に基づくものとなっております。また、特別休暇の夏季休暇につきましては、こちらについてはやはり職員の休暇を取りやすい環境整備という部分がありまして、そちらを基に、あと県内の状況あるいは県外の自治体の状況というのを踏まえまして、今回、範囲を広げることといたしました。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はございませんか。

大塚委員。

○委員（大塚正義君） 先ほどの夏季休暇につきまして、5月から10月に広げるということで、今まではなかなかやっぱり取りづらいという、そういう部分もあったのかどうかということだけ教えていただけますか。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 今までの7月から9月といいますと、ちょうどお盆前後の月ということで、連続して休暇取得ということを実際の目的として定めてあったのですが、実際、管理職は別としても、係長級あるいは係員がちょうど6月議会、それから9月議会、9月になってきますと今度災害等ということが考えられますと、やはり範囲が広いほうが取得しやすいのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はございませんか。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 今回、不妊治療という形なのですが、例えば今まで女性の更年期だったりとか、生理休暇だったりとか、そういうものというのはひっくるめて別な休暇という形で捉えていたのか、その辺はどういう、不妊だけと今回はそうなのですが、女性特有のいろんな病気というのではないのですが、あると思うのですが、そういうものの対象というのはどういう形でなっているのか。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 別表のほうは、こちら18の項でほかの項がないのですが、生理休暇については、やはりこういう特別休暇で有給の休暇が認められております。今回、不妊治療に特定した、対象とした、限定した休暇ということで今回設けますので、女性特有のということになりますと生理休暇のほうは既に規定されております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 大塚委員。

○委員（大塚正義君） その不妊治療につきまして、もう一件、1回の申請で6か月認めますよということになっていると思うのですが、それらが例えば1回で6か月ぎりぎりのところで治療が終わりませんでしたといったときに、再度申請でまた6か月の延長、そういったことは妨げはないということの理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 実際に不妊治療の期間等というのが、ちょっと保健師のほうにも確認したのですが、やはり病院のほうの考え方によって期間あるいは日数とかというのもまちまちだということを伺いました。最初に不妊治療始まるときに、病院のほうである程度サイクルというのですか、そちらが示されると思いますので、仮に例えば6か月間ずっと不妊治療を継続してやったという場合には、当然一旦6か月で終わりますが、その後また引き続きの期間ということも当然可能ですし、あるいは2か月、3か月の期間で一旦不妊治療を実施するというので、その期間にもし妊娠できなかった場合には、また新たにその6か月の範囲内で設定するということが可能と考えております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いをいたします。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 今回の不妊治療という名称で多分不妊治療休暇という形で、職員で例えばその課で、この子は不妊治療で今、休むのでという、何かそういうやっぱり精神的にも不妊治療だと相当厳しい部分もあつたりとかするので、もう少し不妊治療で休むというのではなく、別な名称立て、例えばいろいろ調べてみると、エル休暇だったりとか、エフ休暇だったりとかという、やっぱり生理休暇だったりとかいろんな形で休みに対しても、あまり不妊治療で休むというのではなく、少し配慮的なものも含めて何か大田原市独自の呼び名というのではないのですが、そういうものも含めて考えていただければ非常にありがたいなと思うので、その辺よろしく願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに意見はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第47号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) 異議なしと認めます。

よって、議案第47号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第48号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(高瀬重嗣君) 次に、日程第4、議案第48号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長(斎藤達朗君) 議案書279ページを御覧ください。議案第48号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、市長等の給与月額減額規定の終期を令和4年3月31日と定め、また退職の日の給与月額に係るただし書を規定するものでございます。詳細について総務課長から説明をいたします。

○委員長(高瀬重嗣君) 総務課長。

○総務課長(渡邊和栄君) 議案書281ページ、議案書補助資料を御覧ください。説明が重複するのですが、改正理由としましては、市長等、市長、副市長、教育長の給料月額減額の期間を令和4年3月31日と改めます。また、退職手当を計算する際の基礎額を減額前の本則の給料月額とするため、退職の日の給料月額についてただし書を加えます。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、282ページを御覧ください。附則第12項におきまして、当分の間を令和4年3月31日までの期間に限りと改め、またただし書としまして退職する場合における当該退職の日の給料月額は、第2条各号に規定する額とする旨追加いたします。

280ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第48号の説明を終わります。

○委員長(高瀬重嗣君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員。

○委員(星 雅人君) 前に、これ期限を定めたほうがいいという話とかはしていたのですけれども、このときに退職金の話をまだ全然私たち自身が話も議会内では出ていませんでしたし、そこは多分考慮しないで前の条文を作ってしまったのかなというふうな気はしています。もちろん退職金に影響しないものという前提の下、多分話していたので、これに関しては問題はないのですけれども、実はこれによって退職金に与える影響ということをお伺いできればと思います。

○委員長(高瀬重嗣君) 総務課長。

○総務課長(渡邊和栄君) この条例では、市長、副市長、教育長の給与について定めておりまして、実際退職金の場合、ちょっと試算してみたのですが、市長につきましては差額としまして、もし減額している

給料月額で計算した場合には391万1,040円、こちらが本来、支給されるべき退職手当よりも減額となります。また、副市長につきましては182万4,000円、こちらが減額となります。教育長につきましては103万5,720円で、副市長が2名おりますので、トータルしますと4名で、合計で859万4,760円が本来支給されるべき退職手当よりも減額となる試算となります。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はございませんか。

大塚委員。

○委員（大塚正義君） 先ほど星委員のほうからありましたように、この期間につきましては去年の委員会のところで当分の間ということで決定されていまして。それらが今年度ですよ、令和4年3月31日という今年度について期限を設けるといことは、それはもう議論の中であったように、そのほうがいいだろうということの話で、私もいいと思うのですが、ただし書をつけるそれらの意図というのは何かございますか。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 先ほど星委員からもあったのですが、給料は2割削減をするということで、最初、議案のほうを上程させていただきました。ただ、本来、退職手当の部分までそこで定めるべきであったのですが、あくまでも給料のほうの減額ということで市長のほうも考えておりましたので、それを退職手当まで反映するとなると、先ほど説明した金額がその分大幅に減額となるということで、そこまで反映させるべきかということが内部で検討されてきて、最終的には退職手当には反映、影響させないということで方針が決まりましたので、そのような形で今回、条例改正のほうに追加させていただきました。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 大塚委員。

○委員（大塚正義君） その退職金に反映されるのは、もうこのとおりでよく理解しております。ただ、先ほどありましたように、当分の間、規制を設けませんよという話の中で、このただし書をつけるというのは今年に退職する方がいらっしゃるのかというような、そういうような意味です。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 失礼しました。まず、教育長が今年の9月30日で3年の任期が終了いたします。また、9月議会のほうに新たに教育長の任命ということで議案のほうは上程させていただくのですが、近いところでは教育長の任期満了ということがあります。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はございませんか。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 先ほど課長のほうから任期満了という形で説明がございました。今回の市長の任期満了は、令和4年4月7日が任期満了になると、今回の、細かくなってしまうのですが、令和4年3月31日までの期間に限りという形なので、例えばそれを過ぎて7日間あるといったときに、そのときは減額の対象にならないで、例えば4月分の7日間は元に、例えば時限立法で戻ってきて、その中の日割りという形の7日間の給与という形の考え方なのか、細かくなってしまうのですが、その辺よろしく願いいたします。

す。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 3月末で今回の減額の期間が終了するということになりますので、当然4月からは本俸に戻るとい形になります。今の市の条例の規定でいいますと、就任した場合には、その日からということで日割り計算になるのですが、退職あるいは任期満了といった場合には、その月の1か月分という支給が定められておりますので、当然4月分というのは減額前の本則の給料月額で支給という形になるかと思ひます。

以上、説明を終わります。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようですので、採決をいたします。

議案第48号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（高瀬重嗣君） 以上で当委員会に付託されました案件については審査が終了しました。

これにて総務常任委員会を散会いたします。

午前10時32分 散会